一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　八号　あわら市牛ノ谷六四字上山地先から敦賀市新道五一字芹原地先まで
一般国道　二十七号　敦賀市鳩原一九号岡山下地先から福井県大飯郡高浜町六路谷地先まで
一般国道　百六十一号　敦賀市疋田二八号字井陳地先から同市山中二字東桜地先まで
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日
五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　一号　亀山市関町坂下字鈴鹿山地先から大津市横木一丁目字南上ケ田地先まで
一般国道　八号　長浜市西浅井町沓掛字本茶屋地先から栗東市手原七丁目地先まで
一般国道　二十一号　米原市長久寺字向山地先から同市岩脇字西浦地先まで
一般国道　百六十一号　高島市マキノ町野口字稲葉地先から大津市横木一丁目字北上ケ田地先まで
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日
五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　九号　京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野地先から福知山市夜久野町小倉上野地先まで
一般国道　二十七号　福井県大飯郡高浜町六路谷地先から京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷地先まで
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日
五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　一号　京都市山科区四ノ宮奈良野町地先から八幡市八幡南山地先まで
一般国道　九号　京都市下京区五条通堀川西入柿本町地先から京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野地先まで
一般国道　二十四号　京都市下京区烏丸通五条下る大坂町地先から木津川市市坂水干地先まで
一般国道　百六十三号　京都府相楽郡精華町大字柘榴小字川原地先から木津川市木津八色地先まで
一般国道　百七十一号　京都市南区四ツ塚町地先から京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字明島地先まで
一般国道　四百七十八号　京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字五条本地先から同府久世郡久御山町森中内地先まで
二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日
五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　一号　枚方市長尾峠町地先から大阪市北区梅田一丁目地先まで
一般国道　二号　大阪市北区梅田一丁目地先から同市西淀川区佃町二丁目地先まで
一般国道　二十五号　柏原市国分東条町地先から大阪市浪速区難波中一丁目地先まで
一般国道　二十六号　大阪市浪速区大国町一丁目地先から大阪府泉南郡岬町孝子地先まで
一般国道　四十三号　大阪市西成区出城一丁目地先から尼崎市東本町一丁目地先まで
一般国道　百六十三号　大阪市城東区関目五丁目地先から四條畷市大字下田原地先まで